

「子どもの権利条約」(一般原則)

- 生命, 生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
すべての子どもの命が守られ, もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう, 医療, 教育, 生活への支援などを受けることが保障されます。
- 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
子どもに関することが行われる時は, 「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ, おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 差別の禁止(差別のないこと)
すべての子どもは, 子ども自身や親の人種, 性別, 意見, 障がい, 経済状況などどんな理由でも差別されず, 条約の定めるすべての権利が保障されます。

出典:「子どもの権利条約」, 日本ユニセフ協会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



京都市は国連が定めるSDGs(持続可能な開発目標)の理念である「誰ひとり取り残さない」まちを目指しています